

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう療養費の改定について（案）

28/9/8

1、改定率 0, 28%

平成28年度におけるあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の改定率については、診療報酬のうち医科の改定率を踏まえ、政府において決定したものです。

（参考）今回の診療報酬改定における医科の改定率は0, 56%

2、基本的な考え方

あん摩マッサージ指圧に係る療養費の総額のうち往療料に係る費用が6割を占めている現状を是正するため、往療距離加算の額を引き下げるとともに、基本的な施術料の上乗せを行う。

3、改定の内容（案）

○ 技術料の引き上げ

【改定案（あん摩マッサージ指圧）】

	現行	引上額	改定後
マッサージ	275円	10円	285円
変形徒手矯正術	565円	10円	575円

【改定案（はり、きゅう）】

	現行	引上額	改定後
施術料（1術）	1,270円	30円	1,300円
施術料（2術）	1,510円	10円	1,520円

○ 往療については適正化を図るため、距離加算の見直しを行う。

【現行】

【改正案】

往療距離加算 800円 → 770円

4、施行期日

平成28年10月1日

5、その他

適正化のための運用の見直し等については、制度論の議論と合わせて別途検討する

あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の算定について

- マッサージ1局所につき275円 → 285円
 - ※ 局所の単位（頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）
 - ・ 温罨法を併施 1回につき 80円加算
 - ・ 温罨法を併施 + 電気光線器具使用 1回につき 110円加算
- 変形徒手矯正術 1肢につき 565円 → 575円
 - ※ 対象は6大関節：左右上肢（肩、肘、手関節、左右下肢（股、膝、足関節）
- 往療料 1,800円
- 往療距離加算（2km毎に800円） → （2km毎に770円）

はり師。きゅう師の施術に係る療養費の算定について

- 初検料
 - ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1,610円
 - ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1,660円
- 施術料
 - ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき1,270円→1,300円
 - ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき1,510円→1,520円
- 電療料
 - ・ 電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき30円加算
- 往療料
 - ・ 1,800円
- 往療距離加算（2km毎に800円） → （2km毎に770円）

※ 往療の場合は適用欄に歩行困難の理由を必ず記入して下さい。
記入がない場合はすべて返戻となりますのでご注意下さい。